

住宅火災から大切な命を守るために！

羽生市消防本部からのお知らせです。



住宅用火災警報器の取り付けはお済みでしょうか？

平成20年6月1日からすべての住宅に設置することが義務化されました。お済みでない方は、設置をお願い致します。

1. 住宅用火災警報器って何？

火災による煙や熱を感じて、ブザー音や音声で火災を知らせる機器で、「煙式」と「熱式」があります。

天井や壁の高い所へ取り付けます。

2. なぜ、住宅用火災警報器を取り付けるの？

住宅火災による死者の約6割が逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器は、火災をいち早く知らせることから、早い避難につながります。

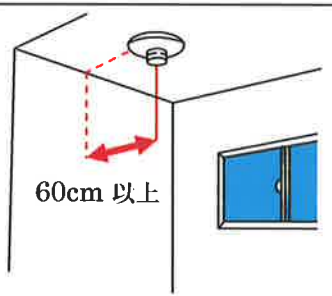
3. どの部屋に取り付けるの？

寝室と2階に寝室がある場合の階段に「煙式」を取り付けます。台所は設置義務ではありませんが、火気を使用するため、取り付けることをお勧めします。

天井のどこへ取り付けの？

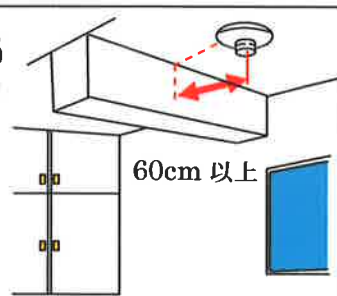
▼天井の取付位置

火災警報器の中心を壁から**60cm以上**上離します。



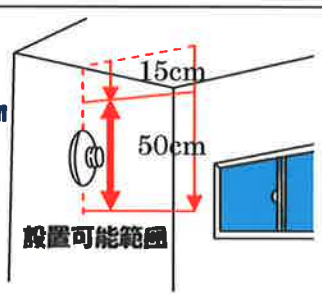
▼天井に梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から**60cm以上**上離します。



▼壁面の取付位置

天井から**15~50cm**以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から**1.5m以上**離します。

